



横瀬町成年後見支援センター

令和5年3月1日に横瀬町成年後見支援センターを開設しました。

当センターでは、高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用を希望される方などの相談や制度の利用の支援を行います。

ご自身やご家族、身近な方で「認知症により判断能力が低下し困っている」「将来のために制度の話を知りたい」場合などにご相談ください。

成年後見制度とは、

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない方の権利や財産を守る制度です。

相談

判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。

成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えていきます。

相談内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるように支援します。

広報・普及啓発

成年後見支援センターの役割や成年後見制度を知っていただくためのパンフレットやチラシを配布し、判断能力が低下する前から、成年後見制度の利用を検討できるよう、広く情報を発信します。

成年後見制度を利用しやすくするための研修会を開催します。

利用促進

家庭裁判所に申立をする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認等の支援を行います。

〈制度利用の申立てができる人〉

ご本人・配偶者・4親等以内の親族などが申立てできます。身寄りのない高齢者等については、町長が申立てできる場合がありますのでご相談ください。

地域ネットワークづくり

障がいや認知症になっても安心して暮らせるよう地域で支え合うネットワークづくりに取り組みます。

より専門的な相談にあたっては、必要に応じて弁護士などの専門家からアドバイスを受けながら対応します。

[問い合わせ先]

横瀬町成年後見支援センター TEL: 0494-25-0116



横瀬町成年後見支援センター



このような時は、お気軽にご相談ください！

▶お金を管理できない

- ① 物忘れして通帳や年金の管理ができない。
- ② 必要のない物を買ってしまい貯蓄がなくなってきた。

▶生活に支障がある

- ① 暮らしのサービスがうまく使えない。
- ② ゴミが溜まって何から処分していいかわらなくなってきた。

▶将来のことが心配

- ① 身寄りがないので死後のことが心配。
- ② 障がいのある子の親亡き後のことが心配。

▶悪質業者にだまされる

- ① 訪問販売や悪質商法の被害に遭ってしまう。
- ② 振り込め詐欺などに遭ってしまう。

▶契約や手続きができない

- ① 福祉サービスの契約ができない。
- ② 病院の入退院手続きや、医療費などの支払手続きができない。

「横瀬町成年後見支援センター」では、「成年後見制度」をはじめとする権利擁護の仕組みを活用するなどして、町民の皆さん一人一人が、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地で尊厳のある自分らしい生活を安心して継続することができるようサポートします。相談は無料です。秘密は厳守します。

問い合わせ先：横瀬町成年後見支援センター



〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地
横瀬町地域包括支援センター内

連絡先：0494-25-0116（横瀬町役場 福祉介護課直通）

FAX：0494-21-5155

E-mail：houkatu@town.yokoze.saitama.jp